



## 第4節

# 日本社会の安全・安心の確保と 外国人問題への対応

### 1. 交流の促進と治安対策

海外の日本大使館及び総領事館においては、観光等諸外国と日本との間の人的交流促進と日本社会の安全・安心の確保という観点から、メリハリのある査証発給に努めている。韓国との間の人的交流を促進すべく、3月から、それまで暫定的に実施していた短期滞在の査証免除措置を、期間限定なしに実施することとした。また、中国に対しては、2005年7月から、団体観光査証の発給対象地域を中国全土に拡大しているが、8月から査証申請受付公館を増やすなど、査証手続きの円滑化を図るための措置を随時行っている。これらの効果もあり、特にアジアを中心として、外国人訪日者数は顕著な増加が見られる。

一方、日本社会の安全・安心のために、

2006年には、トルコ、中国、韓国、ベトナムとの間で領事当局間協議を行い、不法残留、犯罪の防止に向けた二国間の対話・協力を更に強化した。査証審査においても、例えば中南米地域からは日系人になりすまして入国すること等を防止し、犯罪歴のある日系人が定住者として入国することを防ぐため、本人であるか否かの確認を徹底している。また、外国人女性等の重大な人権侵害につながる人身取引を防止するため、種々の措置を講じたことが奏功し「興行」査証の不正取得による入国者数が2005年に入り大幅に減少している。これに伴って、「短期滞在」査証を悪用して入国しないよう審査をより一層厳格にしている。

### 2. 在日外国人問題

近年、日本における外国人の在留者数は増加を続け（現在約200万人）、全人口に占める割合は1.5%を超えるに至っており、今後も増加が見込まれる。この中でも1990年の入管法の改正以降、日系ブラジル人・ペルー人の増加が顕著であり、これに伴い文化、習慣や言語の違いによる地域社会との摩擦などの問題が顕在化しており、外国人を日本社会の一員として受け入れていくための総合的な取組が緊急の課題となっている。先進主要諸国においても、移民を社会の一員として受け入れるための新たな対

応を模索しており、7月に開催されたG8サントペテルブルク・サミットでは、言語教育の重要性、また社会統合に当たって各国の知見を共有することの必要性について共通の認識が形成された。

こうした外国人問題に対する社会的な関心の高まりを受け、現在、政府部内で外国人の受入れの在り方、外国人に対する行政サービスの在り方を巡って検討が行われている（「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」、「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」）。こうした議論には外務省とし

でも移民受入れに関する各国の経験を紹介するなど積極的に参加している。

外務省は、外国人問題に関する国民の議論を促進する目的で2005年から、毎年国際シンポジウムを開催している。2006年のシンポジウムでは、ドイツの統合政策等の経

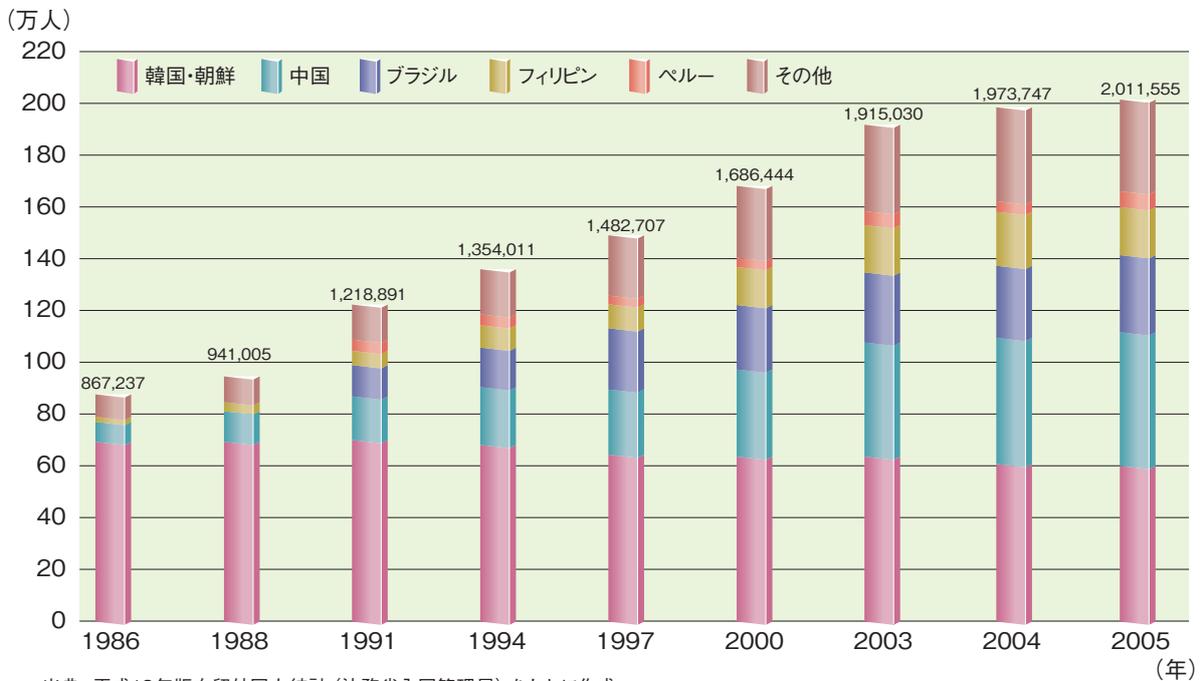
験・知見を紹介し、外国人を巡る諸問題について活発に議論した。また、今後とも、諸外国の取組に関する情報提供等、在留外国人が多く居住する地方都市との連携を強化し、この問題に積極的に対処していく方針である。

外国人入国者数の推移



出典：平成18年版出入国管理（法務省入国管理局）をもとに作成  
※グラフ上の数値は百の位を四捨五入したもの

外国人登録者数の推移



出典：平成18年版在留外国人統計（法務省入国管理局）をもとに作成  
※「朝鮮」について朝鮮半島から来日した朝鮮人またはその子孫を示す用語であって、国籍を表示するものではなく、外国人登録上その国籍欄に「韓国」と記載しない者を示す。